

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 503

ストックオプション制度を導入するには？

Q わが社は、将来の上場を目指して従業員のために**ストックオプション制度を導入**しようと思いましたが、どのように進めていったらいいのでしょうか？また、ストックオプションを導入した場合、**登記**は必要なのでしょうか？

解説

ストックオプションとは、**役員や従業員が、あらかじめ定められた価額（行使価額）で、将来自社の株式を取得することができる権利のこと**で、法律上は**新株予約権**と呼ばれるものです。ストックオプション制度導入までの手続きの概略は、以下の通りです。

【ストックオプションの導入手続き】

- 1) **取締役会の決議**
株主総会で付議する**権利行使の条件を決定**します。
- 2) **株主総会の特別決議**
ストックオプションの募集要項を決めます。決議したからといって発行義務が発生するわけではありません。
- 3) 取締役会での決議
株主総会の決議日から1年以内に取締役会で付与対象者・発行価額等を決定します。
- 4) 付与対象者による申込み・新株予約権契約書の締結
対象者は法定の事項を記載した「**新株予約権申込証**」を会社に提出して申込を行い、**割当契約書を締結**します。
- 5) 新株予約権原簿の作成及び新株予約権に関する登記
取締役は遅滞なく、**法定事項を記載した「新株予約権原簿」を作成**し、これを会社に据え置きます。同時に、ストックオプション発行の日から、本店所在地で**2週間以内に登記申請**をします。
- 6) 新株予約権に関する調書の提出
付与した年の翌年1月31日までに新株予約権に関する調書を税務署に提出します

要するに...

ストックオプション制度の導入は、**株主総会や取締役会の決議で比較的容易に導入可能**ですが、会計・税務、資本政策など様々な観点からの検討が必要となります。特に、**発行価額や行使価額**については会社の経営に大きな影響を与えますので、慎重に検討する必要があります。